

税・料等の収入未済額縮減に向けた取組について（報告）

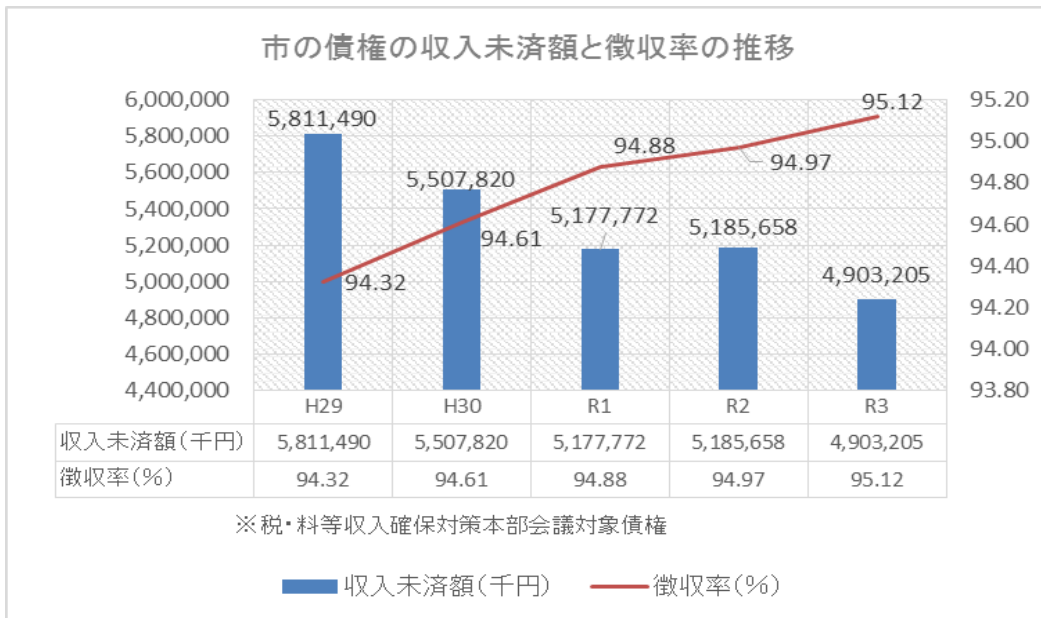
税・料等の収入未済額縮減に向けた取組については、将来にわたり持続可能な行財政運営とするため、藤沢市行財政改革2024において、実行プランの一つとしています。取組では、収入未済額の更なる縮減を図るため、全庁の統一ルールとなる債権管理に係る条例の制定や債権を一元的に管理するための組織のあり方について検討してきました。

このたび、条例の基本的な考え方、組織のあり方及び今後の予定等について、報告するものです。

1 これまでの取組と収入未済額の推移

これまで、収入未済額の縮減については、各債権所管課において債権管理や滞納整理手法について、工夫しながら取り組んできました。

収入未済額については、多様な納付環境の整備や現年度分に対する徴収強化などの取組により縮減傾向にあり、令和3年度の収入未済額は、49億320万5千円となりました。



2 条例の制定について

新たな条例については、(仮称)藤沢市債権管理条例とし、市の債権の管理に関し必要な事項を定めることにより債権管理の適正化を図り、公正かつ公平な市民負担の確保と円滑な行財政運営に資するため、制定するものです。

(1) 基本的な考え方

条例では、次の3つの基本的な考え方を柱とし、債権管理を行います。

ア 適正な債権管理

債権管理台帳を整備し、管理状況を明確に把握するとともに、法令に基づき適正に債権を管理する。

イ 新たな滞納の発生抑止

納期内納付の向上を図るとともに、早期に催告を行い、滞納額の累積を防止する。

ウ 滞納債権の整理

滞納原因はもとより生活状況、納付資力を確実に把握し、的確な納付指導、法的措置等を実施するとともに、徴収停止のほか、履行延期の特約等や債権の放棄を行うなど、効率的に債権を整理する。

(2) 条例骨子 (案)

別紙資料2 「(仮称) 藤沢市債権管理条例骨子 (案) について」

3 組織のあり方について

組織のあり方については、制定する(仮称)藤沢市債権管理条例に基づく適正な債権管理と効率的、効果的な滞納債権の整理を推進するため、新たな組織の設置を検討しています。

新たな組織は、本市の全ての債権を横断的に把握するとともに、各債権所管課と連携してこれまでの課題等に対応する中で、債権の性質に即した整理手法の再構築、累積化及び長期化した案件の滞納整理並びに総括的な進捗管理等の機能を持つこととします。

4 今後の予定について

令和5年	4月	条例骨子(案)パブリックコメント
	9月	市議会9月定例会 条例(素案)及び組織の体制(案)等の報告
	12月	市議会12月定例会 条例(案)上程
令和6年	4月	条例施行及び新たな組織の稼働

以上
(事務担当 財務部税制課)